

令和7年度三番瀬ミーティング

会議録

日時：令和7年10月25日（土）
午後2時から午後3時32分まで
場所：船橋市中央公民館 6階講堂

1 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまから『令和7年度三番瀬ミーティング』を開催いたします。はじめに、千葉県環境生活部次長の古谷野より御挨拶申し上げます。

環境生活部次長：皆様、こんにちは。千葉県の環境生活部次長の古谷野と申します。本日は、大変お足元の悪い中お集まりくださいまして誠にありがとうございます。このミーティングは、三番瀬の再生について、地元にお住いの方、漁業関係者、環境保護団体など多くの方々から広く御意見を伺うことを目的として平成23年度から開催しており、今回で通算15回目の開催となっております。この間、道路計画や護岸改修、漁場改善、ラムサール条約に関連する三番瀬再生に係る様々な課題につきまして、意見交換が行われ、参加者相互の情報共有や三番瀬再生への理解を深めていただく一助となるよう役割を果たしてきたと思っております。本日は、初めに千葉県から令和7年度の三番瀬に係る事業の概要を御説明いたします。その後、意見交換をしてまいりますので、御参加の皆様からは、是非、忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。本日の三番瀬ミーティングが、参加された皆様にとって有意義なものとなりますよう期待申し上げまして御挨拶といたします。
どうぞよろしくお願ひいたします。

2 県からの報告事項

事務局：まずは、県からの報告事項について、環境政策課から説明をお願いします。なお、御質問等は、この後の意見交換の時間にお願いいたします。

環境政策課：よろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

お配りいたしました令和7年度三番瀬に係る事業票に沿って、今年度の事業内容について御説明させていただきます。この令和7年度三番瀬に係る事業票につきましては、第3次事業計画の終了に伴い、各分野の施策の中で進めていくこととした27事業について、今年度の事業を簡潔にまとめたものとなります。令和7年度の事業は見込みを含め、令和7年9月末時点のものとなります。令和7年度事業は、現在実施しているところですので左隣の令和7年度決算は空欄となっております。

それでは1ページ目、「第2節 生態系・鳥類」の「1 行徳湿地の保全と利用」については、淡水供給や水路補修、草刈りなどの湿地環境の維持管理を実施しています。「2 三番瀬の自然環境の調査」については、三番瀬自然環境の把握のため、鳥類経年調査により三番瀬に飛来する鳥類の種類や個体数等を記録し、飛来状況を調査しています。また、調査結果につきましては、データベースに収録しており、データの利用を希望する方に提供を行っております。参考として、三番瀬自然環境データベースの掲載先を記載しております。「3 生物多様性の回復のための目標生物種の選定」については、生物多様性の回復の目安となる目標生物候補種のうち鳥類の生息状況等についての情報収集に努めました。

次に2ページ目、「第3節 漁業」の「1 豊かな漁場への改善の取組」については、漁場再生事業を推進するため、関係者による協議会の開催を予定しております。また、漁業者グループが行う海底耕うん、アサリの害敵生物の駆除といった干潟保全活動及びアサリの生育状況調査を支援しています。「2 ノリ養殖業・貝類漁業対策」については、ノリ養殖対策として、水温などの状況に応じた養殖管理技術の指導を行うとともに、新品種の普及・開発などを継続しております。また、貝類漁業対策として、漁業者と連携したアサリの資源調査などを継続するとともに、ハマグリの種苗放流後の稚貝管理手法の開発に取り組んでいます。参考としまして、東京湾北部浅海漁場再生事業連絡協議会における貝類資源調査結果の掲載先を記載しております。「3 漁業者と消費者を結ぶ取組の推進」については、三番瀬産ホンビノス貝や手入れ海苔を含むしばブランド水産物の魅力を広く伝えるため、パンフレット等を作成し配布します。

続いて3ページ目、「第4節 水・底質環境」の「1 海老川流域の健全な水循環系の再生」については、令和2年度に策定した海老川流域水循環系再生第四次行動計画の進捗状況の確認や、この計画に基づく総合的な施策の推進のため、担当者会議を開催しました。また、令和5年3月に、海老川流域情報サイトというホームページを立ち上げ、水循環再生などに関する情報提供を行っております。「2 真間川流域の健全な水循環系の再生」については、真間川流域において、地下水位及び湧水量を調査しました。また、真間川流域水循環系再生行動計画の第2期行動

計画の進捗状況の確認や、この計画に基づく総合的な施策を促進するため、担当者会議を開催しました。「3 合併処理浄化槽の普及」については、市町村が行う合併処理浄化槽設置促進事業に対し、補助金の交付を行っております。令和7年度の助成基数は、925基を見込んでおります。「4 産業排水対策」については、水質汚濁防止法等における特定施設の設置事業場に対する立入検査を行い、工場・事業場排水の汚濁物質の削減対策に努めています。令和7年度における、立入検査件数は649件となる見込みです。また、第9次東京湾総量削減計画に基づき、化学的酸素要求量であるCODや窒素、りんの負荷量の削減に取り組んでいます。

「5 流域県民に対する啓発」については、10月18日に幕張メッセで開催されたエコメッセちば2025に出展してパネル展示を行い、水質改善に対する意識の向上を図ったところです。また、先程と同様に、第9次東京湾総量削減計画に基づき、COD、窒素、りんの負荷量の削減に取り組んでいます。

続いて、4ページ目の「6 下水道の整備」については、令和3年3月に江戸川第一終末処理場の水処理第1系列の供用を開始しました。引き続き、水処理第2系列やろ過施設などの建設工事に取り組みました。「7 青潮関連情報発信事業」については、令和7年度は9月末時点で、7月31日から8月4日、9月24日から26日の2回、青潮の発生を確認し、県漁業資源課、海上保安庁等の関係機関に情報提供を行いました。参考として、公共用水域及び地下水の水質測定結果の掲載先を記載しております。この中で過去の赤潮・青潮の発生状況についても記載しています。「8 貧酸素水塊情報の高度化」については、漁業者の方々と共に観測を実施し、沿岸浅海域を含めた高精度の貧酸素水塊情報を提供しています。参考として、貧酸素水塊分布予測システムの掲載先を記載しております。また、これまでに開発した貧酸素水塊のシミュレーションシステムや、調査で得られた環境指標を基に、貧酸素水塊対策として有効な漁場環境改善手法の検討に取り組んでいます。次に、「第5節 海と陸との連続性・護岸」の「1 市川市塩浜護岸改修事業」については、市川市塩浜3丁目の整備に向けて、護岸及び胸壁の予備設計を実施しています。「2 護岸の安全確保の取組」については、三番瀬における海岸保全区域内及び県が管理する港湾区域内の護岸を巡視・点検するなど、適切な維持管理に努めています。

続きまして、5ページ目、「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」の「1 三番瀬を活かしたまちづくりの促進」については、地元市が進める三番瀬を活かしたまちづくりについて、地元市との情報交換等を通じて情報共有を図っています。

続いて、「第7節 海や浜辺の利用」の「1 ルールづくりの取組」については、関係機関から三番瀬の利用に係る施設等の情報を適宜収集しているところです。

続いて、「第8節 環境学習・教育」の「1 環境学習・教育事業」については、環境学習や環境保全活動の指導者を養成するための研修を実施します。また、若者

による主体的な環境保全活動を支援するとともに、気候変動及び熱中症対策をテーマとした公開講座や環境に関するイベントを開催します。加えて、令和5年度に委託制作した小学生向け環境学習デジタルコンテンツについて、著作権使用に係る契約期間を延長するとともに、データの最新化等の改修を行います。「2 ビオトープネットワークの強化」については、生物多様性の保全・回復に向け、自然体験や環境学習についての普及啓発に努めています。

続いて、6ページ目、「第9節 維持・管理」の「1 三番瀬再生・保全活動の支援」については、うらやす三番瀬感謝祭に対して後援を行うなど、三番瀬の再生・保全に係る活動への支援を行っています。「2 三番瀬自然環境データベースの更新」については、令和6年度に実施した鳥類経年調査結果のデータを追加しました。「3 三番瀬自然環境調査に対する支援」については、三番瀬自然環境モニタリングマニュアルと調査器具を貸与する機会を提供しています。なお、令和6年度の貸与実績はありませんでした。「第10節 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」の「1 三番瀬の再生・保全・利用のための条例の制定」については、三番瀬の再生・保全・利用について広報を行うとともに、本日開催している三番瀬ミーティング等を活かし、様々な意見等の把握に努めています。「2 ラムサール条約への登録促進」については、関係者へのヒアリングあるいは懇談会等を実施し、協議を行う予定です。続いて、「第11節 広報」の「1 三番瀬に関する広報」については、県ホームページを随時更新し、各種情報等を発信しています。「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」の「1 国、関係自治体の広域的な取組」については、第9次東京湾総量削減計画に基づき、COD、窒素、りんの負荷量の削減に取り組んでおります。

以上となります。

3 意見交換会

事務局：それではこれから、「意見交換会」を始めます。はじめに、意見交換会でのお願い事項を申し上げます。司会役の進行に沿って、御発言いただくようお願いいたします。なお、発言の際には、発言者御自身のお名前を、おっしゃっていただくよう御協力をお願いいたします。また、できるだけ多くの方々に御発言いただけるよう、簡潔に発言をお願いいたします。質問については1問1答とさせていただきたいので、1問ずつ御質問を願いします。発言の際には、担当者がお席にマイクをお持ちします。発言に当たっては、『三番瀬の再生』という目的に沿って御発言いただき、他の個人や団体を誹謗・中傷するような発言は、お控えくださるようお願いいたします。なお、本意見交換会においては、発言や資料等は公開とさせていただいており、後日、会議録等をホームページ等で公開いたしますので御了承くださいようお願いいたします。それでは、意見交換会の司会進行は、環境生活部

次長の古谷野が行います。よろしくお願ひします。

環境生活部次長：それでは、三番瀬ミーティングの意見交換会について進行を務めさせていただきます。皆様、しばらくの間、円滑な進行に御協力くださいますよう、お願ひいたします。また、繰り返しになりますが、発言する際には発言者御自身のお名前をおっしゃってくださいようお願いいたします。また、できるだけ多くの方に御発言いただけるよう簡潔に発言をお願いいたします。質問については1問1答となりますので、複数ある場合は、最初に何点ありますとおっしゃっていただいて、1問ずつ御回答する形をとらせていただきたいと思っております。なお、発言内容によってはこの場での回答ができない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。それでは、発言のある方はいらっしゃいますでしょうか。

参加者：ラムサール条約について、再生会議から二十数年経っているにもかかわらず進展がない。実際、日本のシステムが悪いと思うんですけども、行政が動かないとラムサール登録にはならないんですね。他に、例えばシギ・チドリでいうと、東よか干潟、それから藤前干潟等ですね。シギ・チドリについては、三番瀬はいつも3番目とか4番目だったんですね。それなのに、一向に20年運動していっても、いまだに動かない。是非、行政が動かないと。さっき、事情聴取をすると言っていましたけども、どんどん進めて意見が合わなかつたら、その場でどういうところがあつてどういうところが疑問なのかなっていう、そういうのを、反対者も含めて事前にやつたほうがいいと思う。そうしない限り、一向に進まないと思う。是非行政が先頭となって進めて欲しいと思います。以上です。

環境生活部次長：ありがとうございます。自然保護課からお願ひします。

自然保護課：御意見ありがとうございます。ラムサール条約への登録を目指しているという点では、県も一貫して、登録に向けて動いておりますが、ラムサール条約の登録にあたっては、国の鳥獣保護区の特別保護地区への登録が必要であり、その登録にあたりましては、地元の住民の皆さんや地元で生業をされている方々、漁業者の方々の合意を得ることが前提にあるということがございます。このようなミーティングの機会を通じまして、地元の住民の方々や 広く県民の皆様、生活の場として使われております漁業者の皆さんのかたほか、市町村の皆さんのお意見を聴きながら、県としても御意見のとおり進めてまいりたいと考えますので、引き続き御意見等を賜りたいと考えております。

環境生活部次長：よろしいでしょうか。それでは他に御意見がございましたらお願ひいたします。

ます。

参加者：市川市が塩浜2丁目護岸前で計画している人工干潟造成計画について発言させていただきます。今日は、三番瀬保全活動に関わる団体やメンバーが、ちょうどこの時間に市川市内で人工干潟計画の中止を求める集会を開いています。ところで、この会場に市川市の担当者の方々は出席されているのでしょうか。昨年の三番瀬ミーティングでは市川市の担当者は1人も出席されませんでした。市川市は、今年の6月から7月にかけて、人工干潟造成予定地で事前覆砂を行いました。市川市塩浜1丁目地先の航路に堆積した真っ黒いヘドロを人工干潟造成予定地の浅瀬に投入しました。現地はものすごい悪臭でした。これは三番瀬再生計画や長年にわたる三番瀬再生事業を台無しにするものであり、暴挙だというふうに考えます。市川市は、今後的人工干潟造成に用いる土砂も別の航路に堆積した土砂を見込んでいるとのことです。私たちはこの問題で、今年8月29日、県知事宛てに要望書を提出しました。そして県の関係部局と交渉しました。航路に堆積した貧酸素水塊まりの土砂を三番瀬の浅瀬に投入することは、三番瀬の自然環境や漁業に大きな影響を与えるので、市川市的人工干潟造成計画をやめさせて欲しいと求めました。ところが、県の担当者はこう答えました。同じ三番瀬の中での土砂の移動であること、造成予定地は漁業権が設定されている漁場ではないということから、漁業に大きな影響が生じるとは考え得ない。これはとんでもない見解だと思います。三番瀬の生態系や漁業は、硫化物を積んだ青潮、いわゆる無酸素水ですね、が存在するたびに大打撃を受けています。青潮の主な発生原因是、港湾と航路です。2010年3月の千葉県水産総合研究センター研究報告2では、東京湾における青潮の発生と漁業被害の状況が掲載されています。こう記載されています。船橋港と千葉港での発生が多く、1992年から2015年の青潮発生件数は、それぞれ265回、227回あった。この研究報告に掲載されているグラフを見れば、船橋港と千葉港の青潮発生日数が多いことは一目瞭然です。船橋港は三番瀬海域の一部です。同じ三番瀬の中での土砂の移動だからといって、港湾や航路に堆積した汚染土砂を三番瀬の浅瀬へ投入し続けるのでは、三番瀬の自然環境や漁業はどんどん悪化します。県は人工干潟造成計画を2016年に中止しました。その計画予定地は、漁業権が設定されていない猫実川河口域でした。また、県は塩浜1丁目護岸と2丁目護岸の間で砂付け試験を行いました。そこに投入する土砂には、三番瀬海域の浚渫航路の土砂も候補に挙がりました。しかし、航路の浚渫土ではなく、君津の山砂をそこに投入しました。なぜかと言いますと、専門家などからこう指摘されたからです。航路に堆積している土砂は、貧酸素水塊や硫化物を含んでいて生物の生息に適しない、ということで、その結果君津の山砂を投入しました。三番瀬の中の土砂移動であれば、貧酸素水塊や硫化物を含んだ

汚染土砂を三番瀬の浅瀬に投入しても構わない、県がそんなことを示したのは今回が初めてです。この方針転換は、三番瀬再生計画や長年にわたる三番瀬再生事業を台無しにするものではないでしょうか。最後に、東京都は有機物汚濁がひどい土砂を1996年度から千葉県の幕張沖漁場に投入、投棄し続けています。県の資料によれば、2011年から2023年度の13年間、投棄した量は1,030万立方メートルです。処分費、投棄料として103億円を東京都が千葉県に支払っています。1立方メートル当たり1,000円です。県は、その4分の3、約80億円を漁業協同組合に協力金、いわゆる迷惑料として配布しています。その一方で、千葉県も、県内の港湾航路で発生する浚渫汚染土砂の投棄協力金として、漁協に交付しています。その額は2011年から2023年度の13年間で、83億円です。浚渫汚染土砂の投棄で、漁協が東京都と千葉県から受け入れている金額は、この13年間で合計163億円に及びます。このままでは、港湾航路に堆積した汚染土砂が三番瀬の浅瀬にもどんどん投棄されるのではないでしょうか。私たちはそれを心配しています。これらの点について、県や市川市の見解を教えてくださいよう、よろしくお願いします。これで最後です。私たちは昨年6月、市川市的人工干潟計画について環境省野生生物課と懇談しました。野生生物課はこう述べました。干潟の成功例は把握していない、貴重な浅瀬や干潟を潰して人工干潟を作ることの必要性は理解できない、人工干潟を作ることよりも、今残っている干潟や浅瀬を保護することの方が大事と。環境省も述べているように人工干潟の造成ではなく、今残っている干潟や浅瀬に力を注がれるよう求めます。見解を教えてください。以上です。

環境生活部次長：ありがとうございます。大きく4点かと思います。1点目の市川市さんの参加につきましては、本日都合がつかず欠席されております。2点目は青潮と航路の土砂投入の関係について、3点目は都と県の浚渫土の投入について、4点目は人工干潟計画について人工干潟でなく今ある浅瀬の保護等をするべきとの御意見でした。まず、3点目について県からお願いします。

水産課：港湾航路等で発生した土砂を埋め戻ししているという話がありましたので、人工干潟以外での埋め戻しについて回答させていただきます。これは過去に埋め立て用材として、水底土砂を採取した後の深掘部というのが、浦安沖から千葉沖にありまして、この場所というのは周辺の海底よりも著しく深く、周囲が急斜面で漁業の操業への支障があること、また、夏季には水中の酸素が減少して、水産生物が生息しにくい環境になることから、県では昭和56年度から、漁場の機能改善を図るために漁業関係者とも協議した上で、港湾工事等で発生した良質な水底土砂により埋め戻しを行っています。使用する土砂は、安全性を確認した上で、投入を

行っています。また、東京都からの受け入れについても、お話をありがとうございましたが、東京港で発生する水底土砂についても、東京都と協定を締結し、深掘部への埋め戻しを行っております。投棄という言葉を使わっていましたけど、これは漁場の機能改善のための埋め戻しということで行っております。協力金が、漁協に支払われているということですが、東京都からの協力金は県と水産関係団体で受け入れており、直接漁協に支払われるというものではありません。以上です。

環境生活部次長：残る人工干潟計画については、市川市さんへの御意見としてお伝えしたいと思います。

参加者：市川市が来られなかつたことは残念なんですけれども、私は県の見解を聞きました。県の見解は、航路の浚渫で出た汚染土砂を塩浜2丁目護岸前に投入することについては、三番瀬の中での土砂の移動なので問題ないというふうに、県はしっかりと答えました。これについて、変わりないのかどうか。市川航路とか船橋航路とかは三番瀬の海域の中にあります。そこに堆積する汚染土砂を同じ三番瀬だから、今後も人工干潟のところに投入しても構わないという見解なんですか。それをお聞きます。

漁業資源課：その意見交換会のときに、三番瀬の中の土砂の移動であって、また市川市さんが計画されている場所が漁業権が設定されている場所でもないということで、漁業に関しては、大きな影響が生じるとは考えていないということは私の方からお答えさせていただきました。あくまで質問が漁業に関してということでしたので、漁業に関しては大きな影響がないというようなことでお答えさせていただいたところです。例えば、自然環境全体で、良いのか悪いのかっていうところではなく、私の部署が漁業のセクションなので、少なくとも地元の組合さんも、現時点では市の造成に対して反対されておりませんし、漁業被害が起きているという話も聞いてございませんので、現時点の状況では、漁業に関しては大きな影響がないのではないかと。仮に、市の方で進めている中で、漁業被害が出てくることが万一ありましたら、当然、県の担当部署としては、地元組合と一緒に市の方に必要な対応を求めていきたいと思っております。

参加者：私どもが出した要望書には、漁業への影響だけじゃなくて、自然環境や漁業への大きな影響を与えますとちゃんと書いてあります。自然環境についても、私は質問しております。以上です。

環境生活部次長：それでは、環境政策課からお願いします。

環境政策課：まず、悪臭の話が最初にお話ありましたけれども、県では定期的に現地を確認しております。その際には悪臭等は確認できていない状況です。それから、市川市の事業につきましては、海域環境の改善を図るものと聞いており、生物や環境に関するモニタリング調査を実施し、周辺環境に留意しながら進めているということですので、県としましては、三番瀬再生計画の目標で掲げている生物多様性の回復との整合に配慮していると認識しております。市川市では、継続的に令和11年度までモニタリング調査を実施するということになっておりますので、県としてはその調査結果を注視して参りたいと考えております。以上でございます。

環境生活部次長：それでは次の御意見をお願いします。

参加者：今の質問に関連してなんですが、モニタリングを実施して安全性を確認しているという言い方をしているんですが、今おっしゃったのは、県の独自のモニタリング調査ですか。それとも、市川市が行ったモニタリング調査を踏まえて、といった意味での発言ですか。それをまず伺います。それと2点目は少し話が違うんですが、これを見ると対症療法を考えているが、もうちょっと根本的な政策をやって、ただ青潮がどうなっているとか魚がどうなっているとかの調査報告だけじゃなくて、それを元から直すにはどうしたらいいかという視点がないように思えるので、それをお願いします。

環境生活部次長：ありがとうございます。まず、1点目は市川市のモニタリングについてです。

環境政策課：モニタリング調査につきましては、事業の実施主体である市川市が実施しまして、その結果については県に報告するという形になっておりますので、県としましては市川市から報告されたモニタリング調査の結果を確認しているという状況になります。以上になります。

環境生活部次長：それでは2点目の貧酸素水塊の関係になります。

漁業資源課：2点目の、東京湾北部浅海漁場再生連絡協議会においての対応が、対症療法的なものなので、もう少し前向きな、抜本的な対応ができないかという御質問だったと思います。おっしゃるとおりなのですが、中々今のこの環境の中で、貧酸素水塊だと青潮を抜本的になくすということはなかなか難しいと考えております。今、県の水産研究機関において、貧酸素はどうしてもこの夏も発生してしまうんです

が、海底の中でも少し丘のようになっている浅いところについては、貧酸素が起きる中でも、ゴカイとかそういう生き物が多少なりとも、他の場所よりは残っており、青潮の軽減効果があるのではないかということで、研究を進めておりますので、そういった研究を進めながらですね、今できる中での対応を 1 つずつ進めさせていただきたいと思います。以上です。

環境生活部次長：それでは他に御意見のある方お願ひします。

参加者：よろしくお願ひいたします。自然環境の調査のことについて伺いたいんですけれども、調査結果はデータベースに収録しているということで、データベースを見たんですけども、平成 29 年ぐらいまでのデータしか出ていなくて、近年は調査をやってないということなんでしょうか。この自然環境、鳥類にしても魚類にしても、この調査がどんなふうに調査をして、いつ頃まで、いつ調査をしているのか、ホームページに掲載していないだけで、実際には調査をされているのか。そのあたり、調査がどうなっているのかということを伺いたいと思います。

環境生活部次長：ありがとうございます。それでは鳥類を含めて自然環境関係の調査について、それぞれいつぐらいまでにどういった調査をしているのかについて、自然保護課からお願ひします。

自然保護課：御質問ありがとうございました。三番瀬データベースに関して、ホームページを御覧になられて、データの掲載状況を御確認されたかと思いますが、今調査を行っているのは、鳥類調査の部分になります。そこを継続して調査を実施しておりまして、データの方も鳥類調査に関しては、更新されているところなんですが、その他の分類群に関しては更新が止まってしまっているという状況です。鳥類以外の結果については、調査を行っていた当時のものの提供となりますし、鳥類に関しては最新で令和 6 年まで提供することができます。ただし、ホームページに直接載せているわけではなく、御要望いただいてそれに応じた形でデータを提供させていただく形になっておりますので、御了承いただければと思います。

参加者：ありがとうございます。どうしてホームページで公開されないんでしょうか。どういう鳥類が実際どうなっているのかというのは、やっぱり県民も知りたいんです。ところが、古いデータしか載ってなければ、千葉県がどういう認識を持ってるのかっていうのはわからないんですよ。令和 6 年が最新のデータだということなので、その調査結果と、過去のデータとの間でどんな違いが出てきたのかというのを少し御紹介いただけますか。

自然保護課：ありがとうございます。直近のデータについて御説明させていただきます。令和6年度の調査ですが、詳細については、5ヶ所のデータを集計しております。5ヶ所というのは、三番瀬に関わる日の出町、市川市塩浜1丁目護岸、三番瀬海浜公園、あとは行徳湿地、谷津干潟を加えて個体調査を実施しています。確認された種に関しては、合計110種の鳥類が確認されております。総個体数としては、32万7330羽が確認されております。確認された上位の20種を簡潔に説明させていただくと、一番多く確認されているのはカワウという種になります。続いてスズガモ、ハマシギ、ウミネコ、オオバンとここまでが第5位までの鳥類となります。この後も続きますが、時間を取りってしまうので、割愛させていただきます。特にここ数年の傾向ですが、カワウの個体数が増加傾向にあるというところ。元々、スズガモが一番多い種ではありましたが、最近はカワウが一番上に上がってきています。スズガモは第2位という形になっております。大きな傾向としては、この辺りが変化した部分としてお伝えできるかなと思います。特に全体的な傾向としては、やはり水鳥の個体数は減少傾向にあるというところもこれまでの変化としてお伝えできるところであるかなと考えております。ただし、三番瀬に限った話というわけではなくて、全国でもこういった調査が国や各自治体で行われていますが、全国的に湿地において水鳥の個体数が減少傾向にあるとの報告を受けています。以上です。

参加者：ありがとうございました。せっかく専門の方がいらっしゃるので、どうして水鳥が減少してきているんでしょうか。温暖化だとかの影響があるんだろうか。それと、ちょっと戻っちゃうんですけど、どうして魚類の調査だとかその他の自然環境調査はやめてしまっているんですか。

自然保護課：まず1点目のどういった原因があるかというところです。これは中々一概に言えることではなくて、私どもの1意見として捉えて頂ければと思いますが、例えば温暖化の影響があると当然気温が上がってくるので、渡り鳥の飛来する地域が変わってくる可能性がございます。そういう可能性があつたりとか、純粋に場所の環境が変化している可能性もゼロではないかもしれないし、あとは世界的にそういう湿地の減少が見られているっていうところで、そもそも鳥類の個体数自体が少なくなってしまっている、渡り鳥は三番瀬だけで生息するものではないので、世界を渡る中、生息環境が減少していることで、個体数が減少しているという可能性も考えられます。複合的な要因が考えられるので一概にこうという回答ができないところが苦しいところです。その他の調査をなぜやめてしまったのかという質問ですが、平成28年頃に三番瀬全体の計画の中で、諸々の結果を精査した中で、三番瀬では生態系の上位種として、えさを食べたりする鳥類がピラミッドの

一番上にいて、それが魚を食べたりとか、底生生物を食べたりとか、そういう構造になっていますので、つまりは鳥類の生息状況を把握するということが三番瀬の環境を把握することに繋がるということで、鳥類のみを残して環境調査を続けているというところでございます。以上です。

参加者：ありがとうございました。そうすると、世界的な環境なのか、三番瀬自体の環境なのか、減少してきた結果っていうのは、結局わからないってことなんだとと思うんですけど、あるならばやっぱり、三番瀬の環境がどうなっているのかというのは、鳥類だけじゃなくて、魚類にしても、底生生物にしても色々なものについて、調査を復活していただきたいなというふうに思います。それと、やはり国際的に渡り鳥の環境というのが大事だという御認識を今示されたわけですから、ラムサール条約登録に是非積極的に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

参加者：三番瀬の特に浦安の海をあけるっていうことで、浦安市は簡単に言うと、漁業権を放棄した関係で、リゾート、観光、国際会議とか海に関わるおよそすべてできない状況となっております。海を開くにしても、例えばビーチリゾートをつくるとかの話だと、どうして干潟をつくるのかという話もありましたけれども、砂を持ってくるとか移動させるといったこと自体が船橋の漁場とか、市川の漁場にも影響するかもしれない。もしかすると、第二湾岸道路が、埋め立てた海岸を通るかもしれない。私は耐震強化の関係で、湾岸道路の強靭化を図る工事のついでにトンネルを作って、渋滞の原因である主に物流トラックの対策として、住宅専用の道路を作って根本的な渋滞緩和をするというような案を出しました。それが漁港法とかの関係で、船橋から浦安を通って、東京の東雲を通って横浜までいくのかどうかは知らないんですけど、東京湾全体を見る必要があるといった話になった時、浦安の海をあけるということが三番瀬の再生っていうものとどう関わるのか。船橋から浦安までということになるのか、その協議会で浦安の海をひらけということを話しあうのか、もしかしたら、千葉県としてお話をいただくのか、または東京と浦安でその枠組みを作るのか、横浜なら3県にまたがる東京湾協議をしていただけるのか、国と関わる事項もあるなら国と大きな協議会をつくるなどどういう御対応をしていただけるのか。要するに三番瀬の開放と、海をあける、海を開けなくても、三番瀬っていうこと 자체がそういう協議会をつくることに関係しているのかということをまずお聞きしたいです。

環境生活部次長：協議会というのは、既存の協議会のことを指しておっしゃっているのでしょうか。

参加者：今の協議会で十分なのかということです。

環境生活部次長：新湾岸道路に関する協議会ということでしょうか。

参加者：三番瀬の再生を図るために、湾岸道路の工事の協議会と一緒に、コラボのような事業連携の協議会を持たなければ難しいのか。

環境生活部次長：新湾岸道路と三番瀬の再生・保全の関係で、協議会をつくってはどうかとの御意見でよろしいですか。

参加者：作ってはどうかというより、作る必要性を認識されているのかどうか。第2湾岸道路は国交省や県の方で進めるって決めているわけですね。

環境生活部次長：質問についてよろしいでしょうか。

道路計画課：御意見ありがとうございます。御質問の中でございました東京湾全体の物流の効率化に関する御意見と伺っております。私どもも重要な要素だと考えており、現在特に千葉県の高谷ジャンクションから蘇我インター並びに市原インターまでの間につきましては、物流の効率化、そして今後の千葉港の機能強化も踏まえた交通量の増大を含め、新湾岸道路の計画の具体化に向けて、国、県、市で連携して動いているところでございます。一方、浦安につきましては、高谷ジャンクション以西の話となりますが、こちらにつきましても全くもって動いてないわけではございません。高谷ジャンクションから浦安を通って東京まで向かう区間につきましても、現在、県から国への重点要望というものを出しております。あわせて、沿線市と道路整備期成同盟会というものを作っております、こちらの中でも計画の具体化を国へ求めているところでございます。引き続き、東京湾全体の物流の円滑化に向けて、道路整備に向けて計画の具体化が図れるよう動いて参りたいと思います。以上です。

参加者：道路整備の話しかしてないので、浦安の三番瀬とか新しく海を開くというような話は、道路整備の話が決まらなければ、全く話を進められないという認識かなと思いました。要するに浦安の方でこういう動きがあるから県がバックアップしてというのを現時点だから始めていただけるのか。

環境生活部次長：浦安市の部分についてもお話ししましたので、御意見として承りたいと思います。その他に御質問がありましたらお願ひします。

参加者：浦安の海は開かないといった印象を受けましたので、早急に対応をお願いします。かわまち事業というものを浦安市がやっていますので、海との繋がりと海の保全というところに絞ります。1点目、かわまちなんですけども、かわまちと海との関係としてどういうものが影響するかというところで、東門を東京湾側に移すことでの影響とかそういうのは、どこが対応していただけるのかを伺いたいと思います。海の養殖を陸にあげてやる、つまりウナギとか魚とかを陸の上の水槽でやるといった事業はどうなのかといったところです。もう1点は、環境モニタリング装置や技術というものを、県をあげて、市とかと連携して、例えばペロブスカイトが流行っているのでそういうのを付けて常時監視システムを作るとか、装置を作る技術開発というのを再生とかと一緒にやっていくのかどうか。浦安市も地震が起きると液状化が進んで、そういう防災とかの技術研究とかとあわせて、県が再生とかを含めて新しい技術開発とか漁業振興開発とかそういう政策をしていくことはあるのか。よろしくお願いします。

環境生活部次長：1つ目は、かわまち事業と海の関係で、陸上養殖の振興にどのように取り組んでいるのか、もう1つは、漁業振興も含めて色々な技術研究はどのようにしているのかといった御質問でよろしいでしょうか。

参加者：あともう1つ、港をつくるっていうこと自体はできるのかを教えてください。
ディズニークルーズ船に来て欲しいという話もあるので。

環境生活部次長：港湾振興についての取り組みということでおよろしいですか。まず、陸上養殖の振興について説明をお願いします。

漁業資源課：御質問ありがとうございます。陸上養殖については、環境変化の中で全国的に広がりを見せていまして、千葉県でも海でなく陸に水槽を作って、そこで魚を育てるという取り組みが広がっているところです。県の水産部局では、陸上養殖を新しく始めたいという方に対して、国への届け出が必要になるんですけど、例えば、魚の病気の診断など技術支援を行っているところでございます。

環境政策課：技術開発に関する御質問がございました。具体的には、環境モニタリングを使用する監視装置の開発や防災関係の技術開発に関する御質問でして、県が独自で主体的にこういった装置を開発するということをやっているものではございませんが、いわゆる産業振興支援ということで、例えば、ベンチャー企業に対する技術開発を県の産業支援技術研究所が支援するといったような仕組みがございますし、あるいはそういうものに対する投資の助成や融資制度の活用といった

間接的な支援制度もあります。県の担当部局へ要請いただければ、そういう支 援策を御紹介できると考えております。

港湾課：クルーズ船の関係で申し上げますと、千葉港と 木更津港が千葉県内だと大きな港となるんですけれども、工業港として今利用しているような状況でございます。大きなクルーズ船を入れるというのは、現状の施設では難しいというのが、見解でございます。

環境生活部次長：まだ御発言されてない方がおりましたらお願ひします。

参加者：今日配っていただいた事業票の最後のページ、第12節の東京湾の再生につながる広域的な取組に関連して、今日、色々御発言 いただいた御質問をお聞きしていく、ぜひお伺いしたいと思っております。今回の三番瀬ミーティングにおける事業の御報告も、第3次事業計画に基づく分類の中から、個別の事業がどういうふうに進んでいるかっていうところをいただきました。また、他の項目との関連はどうなっているんでしょうというような御質問が多かったように思います。事業計画が終わってから、10年近く経っています。東京湾再生のための行動計画は、当時は第2期の行動計画でしたけれども、その後第3次となっています。世界的な動きとしても、アジェンダ2030、いわゆるSDGとして知られている目標だとか、昆明・モントリール生物多様性枠組といったような方向性の転換がこの10年で大きく図られていると思っているんですが、御質問したいことっていうのは、この第3次で終わった事業計画とか、またその元になっている再生計画の見直しをする時期に来ているんじゃないかなと思っておるんですけども、そういう議論のおつもりっていうのは、県としてお考えいただけているんでしょうか。

環境政策課：再生計画の見直しに関する御質問ですけれども、現在のところ長期にわたっておりますが、毎年度個別の施策の進捗を確認しており、いつ頃を目途に見直しをするということは、前提として置いていないところでございます。このミーティングの場も1つの意見交換の場だと思っておりますので、地元の住民の方々や自治体の方々から、環境が変わってきているので、見直し方がいいんじゃないかな、というような具体的な御意見等をお伺いしながら対応を検討させていただきたいと考えてございます。

参加者：モニタリングと東京湾再生の指標について検討して、近年、どういう環境の変化が起こっているかということを報告させていただいております。この10年でものすごく環境が変わってきて、最初の御説明にもあったとおり鳥も減っています、

魚も減っています、生物多様性も減っていますし、人と海との関係も非常に希薄になっている、そういう状況であります。想定はないとおっしゃいましたけども、あまり時間をかけている場合ではないのかなというところでありますので、是非今日、地元の方々に御指摘いただいたこと、これがすごく緊急性がある課題であるというふうに御認識いただいて、声が集まつたらとは言わず、もうすでに今日出た声があるということの認識をしっかりと持っていただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

環境生活部次長：御意見として承ります。ありがとうございます。それでは他に御意見のある方お願いします。

参加者：昨年から参加させていただいております。質問とお願いが1個ずつあります。まず質問ですけれども、第8節のところにあります、ビオトープのネットワークの強化ということが書いてあります。実は浦安三番瀬の裏にビオトープがあります。こちらは昨年度から、浦安市長から直接会の方に依頼があって、今再生をしているところです。今年度入ってから、ビオトープ観察会を毎月やっておりまして、非常に市民の方に好評を受けておるというところなんですが、このビオトープネットワークというのは、何かこういうシステムとか、組織があるんでしょうか、というところが質問になります。

環境生活部次長：ビオトープに関して自然保護課からお願いします。

自然保護課：御意見ありがとうございます。ビオトープネットワークに関して御報告させていただきましたところですが、現在行っているのが、生物の多様性や自然環境の保全や再生に向けた取組みとしては、ビオトープという形ではないですが、形を変えて環境学習やセミナーの開催などを普及啓発事業として実施しているところであります。

参加者：浦安市環境保全課と一緒にやっていますので、そことも連携とっていただければいいかなというふうに思いました。もう1点はお願いですが、昨年私が出た時に、浦安の三番瀬は漁業権がないということで、いろんな方が勝手に入ってアサリとか、いろいろ獲ってしまうという話をさせていただきました。今年も案の定ですね、いろんな方が入ってきて、特に日本語を通じない方が多かったんですけども、駄目だよって言っても、獲っていってしまうという状況になっております。昨年12月にやったときのそのあと3月にですね、浦安の三番瀬でアマモの自生を確認することができたんですね。これは、みなと総合研究財団から助成金をいただいて

調べさせていただいて、その報告を今年度させていただきました。いよいよ浦安三番瀬も復活に向けて進んできているところでありますので、立入禁止やなかなか難しいと思いますけれどもラムサール条約に登録するなどしていただいて、他の方たちに汚されないような対策をとっていただければということで、また改めてお願ひとなりますので、是非ともよろしくお願ひいたします。

参加者：よろしくお願ひします。今日はお時間いただきありがとうございます。大きく分けて3つほど質問がありまして、1つ目が調査のことについてなんですが、今やっている調査について、私も専門ですので、今まで実施されている調査については非常にありがたいなと思っている一方で、先ほど意見ありましたが、いろんな観点からですね、地域環境問題に関する調査とか調べものというのは、された方がいいんじゃないかなという意見です。今回、三番瀬ミーティングということで船橋市、浦安市、市川市の話が出てきますが、県として実施する以上、県民の理解を得る必要があると思いますので、地球規模の問題とかは皆考えていることですから、それが三番瀬にどう影響しているかというのは非常に県民の理解を得やすいんじゃないかなと思って、これから予算を確保されるにあたって非常に考えた方がいい問題なんじゃないかなという意見だったんですが、今後考えていきますとのことだったので、回答は求めません。その中で、三番瀬あるいは千葉県ならではの調査手法とか調査結果とか、三番瀬特有なのでこういう調査項目を入れてますみたいなものがあれば教えていただきたいです。

環境生活部次長：三番瀬ならではの調査項目について、申し訳ありませんが、現在把握しておりません。

参加者：ありがとうございます。おそらく一般項目と健康項目と、環境影響に関する項目に絞って調査をされていると思うんですけど、皆さん意見するのはそういうところではないと思うので、三番瀬特有のものがもしあれば検討していただきたいと思います。2つ目の質問が、教育に関するもので、今、講演をやられていたりとか体験学習的なことをやられてると御説明があったと思うんですけども、それらを体系的にあるいは横断的な教育として、今後目指していくという可能性はあるんでしょうか。

環境政策課：御意見ありがとうございます。個別にやっていることはありますが、総合的、体系的ではないため、教育委員会など他部局と関連することもございますので、情報共有を図って参りたいと考えております。

参加者：ありがとうございます。私も小中高で講演をしておりますけれども、受け入れ方や伝え方は相手によって変えなきやいけないので、それらを体系的にやっていただくと、先程ありました県民の理解を得るという視点を県にもっていただくとすると、三番瀬周辺の地域の人だけではなくて、南房総とか銚子の方の人と環境ってこうだという意見交換するような場があった方がいいんじゃないかなと。教育としてその方が自分のまちの自慢とか、自分のまちの良いところとかを、お互い知ることでもっと関心を持ってもらえるんじゃないかなと思いました。3つ目ですけども、これは単純でして、今日ミーティングを開いていただいているんですけど、今日参加の皆さんを批判するつもりは全くないんですが、私以下の年齢の人っていうのが一般人の中には見受けられないんですけども、若い人の意見を聞く機会っていうのはあるんでしょうか。こういう場を開いているので、当然聞く機会があるんでしょうけど、若い人が土曜日ここに来るかというとなかなか難しい。それをある意味、強制的というか、聞く機会というのはあるんでしょうか。

環境政策課：県として、若い人のみをターゲットにして意見を聞く場を具体的に設けているわけではございません。休みの日だと幅広い年代の方に来ていただけるんじゃないかなということで、従来休日の開催にしているわけでございます。開催を伝えるにあたっては、市の広報誌等を活用させていただいておりますが、そういうものを若い人が見ている傾向はどうなんだろうかという課題もあるのかなと思っております。私どもも千葉県の自然環境を次代に残していくという使命がございますので、若い世代の方に、こういった場に積極的に参加していただきたいという気持ちを十分持ってございます。御意見をしっかりと受けとめさせていただいて、どういった広報の仕方で若い人に届くか検討させていただきたいと思っております。また、先程の環境学習の関係で補足となりますが、県では毎年環境白書というものをつくって公表しております。県としての毎年の環境に関する取り組みの年次報告に当たるもので、その中で環境学習等の取り組みについても、各部局を横断的に整理して、作成させていただいております。こういったものを、広く県民の皆さんに見ていただけるよう、引き続き努力していきたいと考えております。

参加者：教育というところで、船橋市との環境協定を結んでいるんですけども、教育委員会と言うと、すぐ連携がとれなくなってしまうんですね。県がどうなのかわからないので、批判するつもりは全くないんですが、例えば高校生だと環境学習は当たり前のようにやってますので、環境問題は普通に考えています。その意見っていうのは吸い上げられてないと思うんですね。教育センターあるいは教育委員会の中で、優秀なものは報告されてたりする。そこには意見が入っていると思うんですね、

こうしたらしいっていうような。そういうものを是非取り入れていただけるといいんじゃないかなと思いました。以上です。

水産課：先程、お話のあった生物を獲っていってしまう人がいるということですが、県の方でも水産資源の保護を目的として、漁業調整規則において、採捕できる大きさや使用できる漁具・漁法を定めております。県ではこうしたルールを周知するための看板を設置したり、外国人のお話がありましたけれども、外国語表記の看板も設置を行っております。千葉海上保安部や警察、漁協とも連携しながら、引き続き規則の遵守・指導に努めてまいります。

環境生活部次長：それでは他に御意見のある方いらっしゃいますか。

参加者：三番瀬の水質改善、汚染された土壤という話がありましたけれども、汚染物質を取り除くような技術開発とか産業育成とか産業誘致とかしないのかなと。環境保全とか埋立とか開発とか湾岸道路とかでてくるので、そういうリスクを事前に取り除くため、できた後もリスクを改善できるよう、水質改善装置とかの技術開発を県がするのか、もしくはその奨励とかを現時点で考えておられるんでしょうか。

環境生活部次長：御質問は先程のものと重なると思います。先程お答えいたしましたように、技術開発を民間等で行うものについて、県として支援はしているところとお話をさせていただいたので、水質改善等についての分野として取り組まれる場合も同様になります。

参加者：民間のやつだと、民間が手を上げなければ永遠にないわけです。だから、例えば公募するとか、スタートアップとか、そういう立ち上げ支援、つまり水の環境を改善するという事業を立ち上げますみたいなのがないと、いつまでも民間が手を挙げるまで待たないといけないわけですので、そこら辺の一石を投じるといったことが必要です。

環境生活部次長：御意見として承ります。概ね皆様、御意見いただいたところだと思います。お時間の方も迫って参りましたので、終わりにさせていただきたいと思います。本日は様々な御意見をいただきまして誠にありがとうございました。また、御協力いただきましてありがとうございました。